

○献血者事故見舞金贈呈内規

(昭和44年4月21日血経第104号 各支部長あて副社長通知別紙)

改正 昭和50年4月血経第63号  
昭和57年7月血経第67号  
昭和59年6月血経第39号  
平成16年7月総務第78号の3

昭和55年10月血経第74号  
昭和58年3月総務第41号  
平成11年11月血管第310号

(目的)

第1条 この内規は、日赤の行う血液事業に協力した献血者が、献血に際し発生した人身事故(以下「事故」という)により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合に見舞金を贈り、その善意にむくいるとともに献血事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この見舞金の贈呈は、献血者が次の事故を受け、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合においてこれを行う。

- (1) 献血による採血が直接の原因となって受けた事故
- (2) 血液センターの自動車による送迎中、運転者の過失により受けた事故
- (3) 前各号のほか献血に関連して受けた事故

(見舞金を贈る者)

第3条 この見舞金は、当該事故のあった血液センター(以下「当該血液センター」という)の所長が贈るものとする。

(見舞金の種類)

第4条 この内規により献血者に贈る見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかった場合、その者に対して贈る見舞金)
- (2) 障害見舞金(献血者が負傷、又は疾病にかかり、一応の治ゆ後なお身体に著しい障害が存するとき、その者に対して贈る見舞金)
- (3) 遺族見舞金(献血者が死亡した場合、その者の遺族に対して贈る見舞金)

(見舞金の額)

第5条 前条各号の見舞金の額は、次に掲げる限度額の範囲内において、献血者の事故の程度に応じ、かつ事故の発生原因その他の事情を考慮し、当該血液センター所長がこれを定める。ただしその額が10万円を超える場合は、支部長の承認を受けて血液センター所長がこれを定める。

- (1) 傷病見舞金 別表第1に定める
- (2) 障害見舞金 別表第2に定める
- (3) 遺族見舞金 最高670万円以内

2 献血者に特別の事情があるときは、社長の承認を受けて前項各号に定める限度額を超える額の見舞金を贈ることができる。

○献血者事故見舞金贈呈内規

(見舞金の制限)

第6条 この見舞金の贈呈は、事故発生の日から1年を経過した後においては行わないものとする。

(遺族見舞金を受ける者)

第7条 遺族見舞金を受けるべき遺族の範囲及びその順位等については、日本赤十字社救護規則第28条の規定を準用するものとする。

(本社交付金)

第8条 本社は、この内規による見舞金として血液センターが支出する費用の100分の90に相当する額を当該血液センターに対して交付するものとする。ただし、見舞金の額が7万円以内の場合は交付しない。

(本社交付金の申請)

第9条 支部長は、前条の規定による交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書に様式第2による調書及び次に掲げる書類を添付して、社長に提出しなければならない。

(1) 傷病見舞金については、医師の診断書

(2) 障害見舞金については、身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書

(3) 遺族見舞金については、医師の死亡診断書

(交付金額の決定)

第10条 社長は、前条の申請があったときは、審査のうえ交付額を決定し、当該血液センター所長に交付するものとする。

(交付金額の減額)

第11条 当該事故により、血液センターが受取り又は受け取るべき自動車損害賠償責任保険、自動車保険普通保険その他これに類する給付金があるときは、見舞金額から当該給付金の額を控除した額について交付額を決定する。

(交付金の支出)

第12条 この交付金は、本社の血液事業資金から支出するものとする。

(内規の準用)

第13条 この内規は、血液センターにおける血液製剤の製造上又は管理上の原因により事故を受けた者に対して準用する。

前 文(平成16年7月総務第78号の3)

〔前略〕平成16年10月1日から施行する〔後略〕。

○献血者事故見舞金贈呈内規

傷病見舞金

療養期間	金額
10日 以内	2万円以内
11日 以上20日 以内	5万円以内
21日 以上1ヵ月未満	7万円以内
1ヵ月以上2ヵ月未満	15万円以内
2ヵ月以上3ヵ月未満	23万円以内
3ヵ月以上4ヵ月未満	30万円以内
4ヵ月以上5ヵ月未満	38万円以内
5ヵ月以上6ヵ月未満	46万円以内
6ヵ月以上7ヵ月未満	53万円以内
7ヵ月以上8ヵ月未満	61万円以内
8ヵ月以上9ヵ月未満	69万円以内
9ヵ月以上10ヵ月未満	76万円以内
10ヵ月以上11ヵ月未満	84万円以内
11ヵ月以上 1年以内	92万円以内

備考 この表における療養期間とは、医師の診断により、当該負傷又は疾病の療養に要すると認められた期間とする。

別表第2

障害見舞金

障害等級	金額
1級	850万円以内
2級	760万円以内
3級	670万円以内
4級	580万円以内
5級	500万円以内
6級	420万円以内
7級	350万円以内

○献血者事故見舞金贈呈内規

8級	280万円以内
9級	220万円以内
10級	170万円以内
11級	120万円以内
12級	89万円以内
13級	57万円以内
14級	32万円以内

備考 この表における障害等級の区分については、日本赤十字社救護規則の別表第4の附表に掲げる等級の区分によるものとする。

また、被災者の身体障害の程度によるこの表の適用については、同規則の別表に掲げる障害扶助金の項の備考の欄に定めるところを準用するものとする。

日本赤十字社 社 長 殿

日本赤十字社 支部長 回

献血者事故見舞金の贈呈に伴う交付金交付申請書

献血者事故見舞金贈呈内規に基づき、下記のとおり見舞金を贈呈するので交付金を交付されたく、関係書類を添えて申請致します。

記

- 1 事故を受けた献血者の氏名
- 2 見舞金の種類
- 3 見舞金の決定金額
- 4 交付金の交付申請額
- 5 その他

献血者の事故に関する調書

(申請 年 月 日)

事故の種別		血液センター名				
被災者	1 氏 名	2 性別	3 年齢	4 住 所	5 職業 (勤務先及び職名を明記すること)	
					6 献血回数	
事故発生 の 状況	7 事故発生の日時		8 事故発生の場所			
	9 事故発生の原因ならびにその当時の状況 (具体的に詳記すること)					
10 事故発生後、関係者及び血液センターのとした措置						
11 初診時における傷病名及び傷病の程度			14 死亡した場合は、その死因及び死亡日時			
12 初診時以後の経過と現在の状態						
13 本人の平常における健康状態及び事故当時の心身の状態						
15 上記傷病につき療養の給付を受け得る社会保険の加入状況 (健保、国保、その他社会保険の種別、保険者の名称ならびに当該保険の給付の率を記入すること)						
16 血液センターが受取り又は受けとるべき自動車損害賠償責任保険自動車保険普通保険その他これに類する給付金とその額					名称 額	
家族 の 状況	17 主なる親族の氏名	本人との続柄	年齢	職 業	同居・別居の別	備 考
18 その他の参考事項						
上記のことは、事実と相違ないことを証します。 年 月 日 調査責任者職氏名 ㊟						

- (注) 1 「事故の種別」の欄には、負傷、疾病、障害の状態又は死亡と記入すること。  
2 この表の各欄の中で、該当しないものについては斜線を引き、また調査不能のものについては「不明」と記入すること。